

令和4年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

解答・解説

※この解答は、令和4年7月1日施行法令に基づき作成しています。

〈令和4年度 通関実務 解答&難易度〉

《配点》

輸出申告書（選択式・計算式）	第1問	5点
輸入申告書（選択式・計算式）	第2問	15点
選択式	第3問～第7問（各2点）	10点
計算式	第8問～第12問（各2点）	10点
択一式	第13問～第17問（各1点）	5点
合計		45点

【輸出申告書】 5点

問	正 解	ランク
第1問	(a) ③	A
	(b) ⑨	
	(c) ⑭	
	(d) ⑪	
	(e) ⑥	

【輸入申告書】 15点

問	正 解	ランク
第2問	(a) ⑨	A
	(b) ④	
	(c) ⑮	
	(d) ①	
	(e) ⑪	
	(f) 8300000	
	(g) 5200000	
	(h) 2090000	
	(i) 1560000	
	(j) 0221000	

【選択式】 10点（2点×5問（解答のすべてが正解した場合のみ））

問	項 目	正 解	ランク
第3問	関税の確定及び納付	1, 5	A
第4問	関税率表の所属の決定	1, 3	A
第5問	事前教示	1, 2, 5	B
第6問	原産地の認定（経済連携協定）	1, 4, 5	B
第7問	原産地の認定（経済連携協定）	1, 3, 4	B

【計算式】 10点（2点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第8問	関税額及び消費税額，地方消費税額の計算	1873400	C
第9問	関税額及び延滞税額の計算	2529200	A
第10問	課税価格の計算	5430000	A
第11問	課税価格の計算	7490000	A
第12問	課税価格の計算	4500000	A

【択一式】 5点（1点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第13問	輸出通関	1	A
第14問	輸入通関	4	C
第15問	関税率表上の分類	4	A
第16問	関税率表上の分類	3	C
第17問	オーストラリア協定	3	A

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式・計算式】

第1問 正解 (a)－③ (b)－⑨ (c)－⑭ (d)－⑪ (e)－⑥

1 為替レート

令和4.9.18～令和4.9.24までのレートを適用し、\$ 1 = ¥130.00となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(6)までの番号を付する。

(1) 積層造形（三次元印刷）用の機械（ラバーデポジット方式）：8485.20-0006

84類注10より、三次元印刷（3Dprinting）用の機械は、積層造形用の機械として84.85項に分類し、ラバーデポジット方式のものであるので上記の番号に分類する。

(2) 光ファイバーケーブル（ガラス製）：8544.70-1001

ガラス製の光ファイバーケーブルで、個々に被覆したファイバーから成るのであるため、上記の番号に分類する。

(3) ガラス鏡（光学的に研磨したもので取り付けていないもの）：9001.90-0003

光学的に研磨したものであるが、取り付けていないものであるため、90.01項に分類され、鏡であるため、上記の番号に分類する。

(4) 無人ヘリコプター：8806.24-0004

問題文7より、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した遠隔制御飛行専用のヘリコプターであり、娯楽用に設計された玩具ではないため、88類注1から「無人航空機」として88.06項に分類する。旅客の輸送用に設計したものではなく、最大離陸重量が120kgであるため、上記の番号に分類する。

(5) 発光ダイオード（LED）光源：8539.52-0006

発光ダイオード（LED）光源なので85.39項に分類される。問題文8より、電源供給用の素子を自蔵し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するよう設計されたキャップを有し、85類注11(a)及び(b)より、発光ダイオード（LED）モジュールではなく、発光ダイオード（LED）ランプに分類される。

(6) 全地球的測位システム（GPS）受信機：8526.91-0000

関税率表解説85.26項(1)より、85.26項の航行用無線機器に分類する。

※ 価格について

仕入書上、各貨物の価格は、E X Wとなっている。

仕入書価格以外に、問題文6のイ、ロ、ハの費用が支払われている。このうち、イ（輸出者の工場から輸出港に到着するまでの運送に要する運賃）8%，ロ（輸出港における貨物の船積みに要する費用）5%の合計13%を加えたものが輸出申告価格（F O B）となる。

仕入書価格（E X W） $\times 113\%$ （1.13）＝輸出申告価格（F O B）となるので、仕入書価格＝輸出申告価格 $\div 1.13$ となる。

$200,000\text{円} \div 1.13 \div 130 = \$1,361.47\cdots$ 以下の貨物は20万円以下となる。

貨物(5)と(6)は品目番号が異なるが、20万円以下となるので、問題文の指示により一括し、これらのうち価格の最も大きい(5)の統計品目番号で一括させ、10桁目は「X」となる。

- (a)－貨物(1) →③
- (b)－貨物(2) →⑨
- (c)－貨物(3) →⑭
- (d)－貨物(4) →⑪
- (e)－貨物(5), (6) →⑥

第2問 正解 (a)－⑨ (b)－④ (c)－⑮ (d)－① (e)－⑪
 (f)－8300000 (g)－5200000 (h)－2090000 (i)－1560000
 (j)－0221000

1 為替レート

令和4.9.18～令和4.9.24までのレートを適用し、US\$ 1＝¥130.00となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため
 (1)～(6)までの番号を付する。

(1) ナイフ、フォーク、スプーンのセット：8215.20-0000

問題文7より、このセットは大型ナイフ（82.11項）6本、デザート用ナイフ（82.11項）6本、フォーク（82.15項）6本、スプーン（82.15項）6本から成るものである。82類注3より、82.11項のナイフとこれと同数以上の82.15項の製品とをセットにした物品は82.15項に属する。貴金属をめっきしていないので、上記の番号に分類する。

(2) 銅製バター皿：7418.10-0001

銅製のものであり、関税率表解説73.23項(2)より、バター皿は食卓用品に含まれ、同解説74.18項では73.23項の解説は準用されるので、上記の番号に分類する。

(3) 擦り切れた革製帽子類（毛皮付き）：6309.00-0003

問題文9より、使い古したものであることが外観から明らかで、石綿以外の材料（草）のものであって、サックに入れて提示されているため、63類注3(b)及びただし書きに該当するので、「中古の衣類その他の物品」として上記の番号に分類する。

(4) 枕(羽根及び羽毛を詰物としたもの)：9404.90-0002

(5) プラスチック製ちょうつがい：3926.30-0000

「hinge」は、8302.10号によれば、ちょうつがいである。83類は卑金属製品が属する類であり、本品はプラスチック製であるので、39類に分類される。家具に取り付けるものであるので、上記の番号に分類する。

(6) プラスチック製の取手（鉄鋼製の戸に恒久的に取り付けるもの）：3925.90-0005

39類注11(ij)より、戸に恒久的に取り付ける取手（取付具）は39.25項に分類する。

3 申告価格等

(2)のバター皿について、問題文8より、輸入者は仕入書価格とは別に、バター皿500個の生産に使用するための金型を500,000円で取得し、輸出者に無償で提供している。金型の取得費用500,000円は加算する。

(4)の枕について、輸入者は仕入書価格とは別に、枕200個に取り付ける洗濯ラベル200枚を10,000円で取得し、輸出者に無償で提供している。この洗濯ラベルは、我が国の法律に基づき表示することが義務付けられている事項のみを表示しているものではないので、10,000円を加算する。

各欄ごとの貨物の価格は、次のようになる。

(f)…貨物(2) : ($\$ 60,000 \times \yen 130$) + 500,000円 = $\yen 8,300,000$

(g)…貨物(3) : $\$ 40,000 \times \yen 130 = \yen 5,200,000$

(h)…貨物(4) : ($\$ 16,000 \times \yen 130$) + 10,000円 = $\yen 2,090,000$

(i)…貨物(6) : $\$ 12,000 \times \yen 130 = \yen 1,560,000$

(j)…貨物(1), (5) : ($\$ 1,200 + \$ 500$) $\times \yen 130 = \yen 221,000$

貨物(1), (5)は品目番号が異なるが、(1)は $\$ 1,200 \times \yen 130 = \yen 156,000$ となり、ともに20万円以下であるので、問題文の指示により一括する。(1)の貨物の税率は3.9%（協定）、(5)の貨物の税率は3.9%（協定）で同率となるため、問題文3(1)の指示により申告価格が最も大きい(1)の番号で一括し、10桁目は「X」とする。

【選択式】

第3問 正解 1, 5

- 1 ○ 税関長は、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする更正であって、当該貨物に係る**関税の納付前**にするものであり、かつ、**納付すべき税額を減額**するものについては、更正通知書の送達に代えて、当該納税申告に係る書面に記載した税額を**是正**してその旨を当該納税申告をした者に通知することによってすることができる（関税法7条の16第4項）。
- 2 × 地域的な包括的経済連携協定（R C E P 協定）の規定に基づき当該協定の原産品とされる貨物に係る納税申告をした者が、当該貨物について、当該協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、その適用を受けることにより当該納税申告に係る納付すべき税額が過大となるときに、当該貨物の輸入の許可の日から1年以内に限り、税関長に対し当該納税申告に係る税額について更正の請求をすることができる旨の**規定はない**。なお、T P P 11協定については、本肢のような規定がある（暫定措置法12条の2）。
- 3 × 税関長は、**無申告加算税**を徴収しようとするときは、**納税の告知は不要**である（関税法9条の3第1項3号）。
- 4 × 税関長の承認を受けて保税展示場に入れられた外国貨物のうち、当該保税展示場における販売を目的とするもの（関税法第4条1項3号の2に掲げるもの）に対し関税を課する場合の基礎となる当該外国貨物の性質及び数量は、**保税展示場に入れる外国貨物に係る承認がされた時**における現況による（4条1項3号の2）。
- 5 ○ 延滞税の額の計算の基礎となる**関税額が1万円未満**である場合においては、**延滞税の納付は要しない**（12条3項）。

第4問 正解 1, 3

関税率表84類に属するものを○、属さないものを×とする。

- 1 ○ プリンターは、84類に属する（84.43項）。
- 2 × 真空式掃除機は、85類に属する（85.08項）。
- 3 ○ 家庭用冷蔵庫は、84類に属する（84.18項）。
- 4 × スマートフォンは、85類に属する（85.17項）。
- 5 × 電気電子機器のくずは、85類に属する（85.49項）。

第5問 正解 1, 2, 5

- 1 ○ 文書による事前照会は、輸入しようとする貨物の輸入者若しくは輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うものとされており、口頭又はインターネットによる事前照会についても、同様とされている（基本通達7-18(1)、7-19-1(1)、7-19-2(1)）。
- 2 ○ 文書により事前照会をしようとする照会者が、郵便、信書便、宅配便その他これらに準ずる方法によりその照会書、見本又はこれに代わる写真、図面その他の参考資料を提出することを希望する場合について、税関が受け付けることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められるときには、これらの方法により税関の本関に提出することを認めて差し支えないこととされている（7-18(3)ロ）。
- 3 × 文書により事前照会が行われた貨物の内容及び当該事前照会に対する回答の内容は、回答後原則として公開することとされているが、口頭により事前照会が行われた貨物の内容及び当該事前照会に対する回答の内容については、同様の規定はない。
- 4 × 事前照会に対する口頭又はインターネットによる回答の内容は、輸入申告の際には尊重されない（7-19-1(3)ニイ、7-19-2(5)(ロ)）。事前照会に対する文書による回答の内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではない（7-18(3)ハ(ハ)イ）。
- 5 ○ インターネットによる事前照会は、照会者が文書による照会に準じた取扱いに切り替えることを希望する場合を除き、電子メール本文に、必要事項を記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うこととされている（7-19-2(3)ロ）。

第6問 正解 1, 4, 5

当該協定の締約国（X国）の原産品とならないものを×，なるものを○とする。

- 1 × X国の原産材料ではない原材料A, B, C, D, Eの合計価格は、下表2より1,250円であり、これが「原産品の要件」の公式にあるVNMとなる。これをこの公式にあてはめると、 $\text{原産材料割合} = (2,000\text{円}(\text{FOB価格}) - 1,250\text{円}) / 2,000\text{円} \times 100 = 37.5\%$ となり、「原産材料の割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする」という原産品の要件を満たさないで、X国の原産品とはならない。
- 2 ○ X国の原産材料ではない原材料A, B, C, Dの合計価格は、下表2より750円（VNM）であり、肢1と同様に公式にあてはめると、 $(2,000\text{円} - 750\text{円}) / 2,000\text{円} \times 100 = 62.5\%$ となり、「原産材料の割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする」という要件を満たすので、X国の原産品となる。
- 3 ○ X国の原産材料ではない原材料B, C, D, Eの合計価格は、下表2より950円（VNM）であり、肢1と同様に公式にあてはめると、 $(2,000\text{円} - 950\text{円}) / 2,000\text{円} \times 100 = 52.5\%$ となり、「原産材料の割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする」という要件を満たすので、X国の原産品となる。
- 4 × X国の原産材料ではない原材料A, C, D, Eの合計価格は、下表2より1,200円（VNM）となる。この公式にあてはめると、 $(2,000\text{円} - 1,200\text{円}) / 2,000\text{円} \times 100 = 40\%$ となり、「原産材料の割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする」という要件を満たさないで、X国の原産品とはならない。
- 5 × X国の原産材料ではない原材料A, D, Eの合計価格は、下表2より1,050円（VNM）となる。この公式にあてはめると、 $(2,000\text{円} - 1,050\text{円}) / 2,000\text{円} \times 100 = 47.5\%$ となり、「原産材料の割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする」という要件を満たさないで、X国の原産品とはならない。

第7問 正解 1, 3, 4

当該協定の締約国（A国）の**原産品とされるものを○**、**されないものを×**とする。

- 1 ○ B国（非原産国）から輸入したB国で生産された紡毛織物（51.11項）を使用して、A国で生産された男子用のシャツ（62.05項）は、品目別原産地規則の**62類**の規定「**紡織用繊維の織物類又は編物類からの製造**」という要件を満たしているので、**A国の原産品となる。**
- 2 × B国（非原産国）から輸入したB国で生産されたたてメリヤス編物（60.05項）を使用して、A国で生産された男子用のスーツ（61.03項）は、品目別原産地規則の**61類**の規定「**メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組み合わせ**」という要件を満たしていないので、**A国の原産品とはならない。**
- 3 ○ 日本から輸入した日本で生産された絹織物（50.07項）を使用して、A国で生産された女子用のシャツ（62.06項）は、品目別原産地規則の**62類**の規定「**紡織用繊維の織物類又は編物類からの製造**」という要件を満たしているので、**A国の原産品となる。**
- 4 ○ B国（非原産国）から輸入したB国で生産された綿糸（52.05項）を使用して、A国でメリヤス編物を生産し、当該メリヤス編物を使用して、A国で生産されたTシャツ（61.09項）は、品目別原産地規則の**61類**の規定「**メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組み合わせ**」という要件を満たしているので、**A国の原産品となる。**
- 5 × B国（非原産国）から輸入したB国で生産された合成繊維の紡績糸（55.09項）を使用して、A国で生産された毛布（63.01項）は、品目別原産地規則の**63類**の規定「**化学品，第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品，紡織用天然繊維（生糸を除く。），人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造**」という要件を満たしていないので、**A国の原産品とはならない。**

第8問 正解 1873400

オレンジジュース（人の食用に供されるもの）

関税額 5,126,000円（千円未満切捨て） $\times 21.3\% = 1,091,838$ 円

消費税額 5,126,129円 $+ 1,091,800$ 円（百円未満切捨て） $= 6,217,929$ 円

6,217,000円（千円未満切捨て） $\times 6.24\% = 387,940.8$ 円

地方消費税額 387,900円（百円未満切捨て） $\times 22/78 = 109,407.6\cdots$ 円

※オレンジジュースは飲食品であるので、軽減税率が適用される。

魚のくず（人の食用に供されないもの）

関税額 2,837,000円（千円未満切捨て） $\times 0\% = 0$ 円

消費税額 2,837,000円（千円未満切捨て） $\times 7.8\% = 221,286$ 円

地方消費税額 221,200円 $\times$ （百円未満切捨て） $\times 22/78 = 62,389.74\cdots$ 円

プラスチック製バッグ

関税額 5,000円 $\times 3.9\% = 195$ 円

消費税額 5,000円 $+ 100$ 円（百円未満切捨て） $= 5,100$ 円

5,000円（千円未満切捨て） $\times 7.8\% = 390$ 円

地方消費税額 300円（百円未満切捨て） $\times 22/78 = 84.61\cdots$ 円

関税額合計 1,091,838円 $+ 195$ 円 $= 1,092,033$ 円

→1,092,000円（百円未満切捨て）

消費税額合計 387,940円 $+ 221,286$ 円 $+ 390$ 円 $= 609,616$ 円

→609,600円（百円未満切捨て）

地方消費税額合計 109,407円 $+ 62,389$ 円 $+ 84$ 円 $= 171,880$ 円

→171,800円（百円未満切捨て）

合計額 1,092,000円 $+ 609,600$ 円 $+ 171,800$ 円 $= 1,873,400$ 円

第9問 正解 2529200

(1) 関税額の計算

修正申告前（輸入（納税）申告時）の関税額

13,253,000円（千円未満切捨て） $\times 5\% = 662,650$ 円

→662,600円（百円未満切捨て）

修正申告時の関税額

25,394,000円（千円未満切捨て） $\times 12.5\% = 3,174,250$ 円

→3,174,200円（百円未満切捨て）

納付すべき関税額は、

3,174,200円 $- 662,600$ 円 $= 2,511,600$ 円となる。

(2) 延滞税額の計算

問題文の指示により、延滞税の税率は、年2.4%として計算する。

修正申告により追加で納税する税額は、延長が認められたものではなく、本来、輸入の許可の日までに納付すべきものであるので、5月31日が法定納期限となる（関税法12条9項）。

延滞日数は、6月1日から9月15日までの107日間である。

2,510,000円（一万円未満切捨て） $\times 2.4\% \times 107/365 = 17,659$ （.39）…円

→17,600円（百円未満切捨て）

(3) 関税額と延滞税額の合計

2,511,600円 $+ 17,600$ 円 $= 2,529,200$ 円

第10問 正解 5430000

1 契約価格（F O B価格）（2）

金属加工機械50台の価格5,000,000円を課税価格の計算の基礎とする。

2 MがYに対し支払う買付けに係る業務の対価（3）……算入しない

YはMの管理の下で、Mの計算と危険負担により買付けに係る業務を行っている。

Mがこれらの買付けに係る業務の対価として支払う手数料90,000円は買付手数料に該当し、課税価格に算入しない。

3 輸出港から輸入港までの運送に要する運賃・保険料（4イ）

……算入する（250,000円を加算）

4 コンテナ賃借料（4ロ）……算入する（80,000円を加算）

5 輸出港から本邦所在のMの工場までの運送に要する一括して締結した保険契約に係る保険料（4ハ）……算入する（100,000円を加算）

輸入港到着後の保険料が含まれているが、その金額を明らかにできないので、それを含んだ額を算入する。

6 輸入港における船卸しに要する費用（4ニ）……算入しない

7 輸入港到着後に行われた船舶の復旧に要する費用（4ホ）……算入しない

8 輸入港から本邦所在のMの工場までの運送に要する運賃（4ヘ）……算入しない

以上より、課税価格は次のようになる。

5,000,000円＋250,000円＋80,000円＋100,000円＝5,430,000円

第11問 正解 7490000

1 契約価格（E X W価格）（1，2イ）

単価50,000円×150個＝7,500,000円を課税価格の計算の基礎とする。

2 数量値引き（2ロ）……以下の通り控除する

数量値引きとして、契約数量150個のうち、51個から100個までの50個については5%を、101個から130個までの30個については10%を、131個から150個までの20個については15%を、1個当たりの単価から差し引く旨契約に定められている。

上記の値引きを行った後の価格は、以下の通りとなる。

$$7,500,000円 - (50個 \times 50,000円 \times 5\%) - (30個 \times 50,000円 \times 10\%) - (20個 \times 50,000円 \times 15\%) = 7,075,000円$$

3 仲介手数料（3）……算入する（200,000円を加算）

Mが仲介者Bに対し、輸入取引の成立のための仲介業務の手数料として支払った200,000円は加算する。

4 輸入港までの運賃（4）……算入する（180,000円を加算）

5 運送に係る保険料（4）……算入する（35,000円を加算）

運送に係る保険料60,000円から、損害がなかったとして25,000円が払い戻されるので、60,000円－25,000円＝35,000円を算入する。

6 延払金利（5）……算入しない

以上より、課税価格は次のようになる。

$$7,075,000円 + 200,000円 + 180,000円 + 35,000円 = 7,490,000円$$

第12問 正解 4500000

- 1 国内販売の単価（1）、（2）……国内販売価格については、Mと特殊関係にない者に対して販売した類似の貨物の単価をもとに計算し、さらに国内販売が二以上あり、その単価が異なるときは、当該異なる単価ごとの販売に係る数量が最大である販売に係る単価に基づいて計算された額による（4の3-1（1））。

したがって、18,000円を単価とし、

$18,000\text{円} \times 500\text{台} = 9,000,000\text{円}$ を課税価格の計算の基礎とする。

- 2 同類の貨物の国内販売に係る通常の手数料又は利潤及び一般経費（4）……控除する（3,000,000円）。

$6,000\text{円} \times 500\text{台} = 3,000,000\text{円}$ を控除する。

- 3 輸入港到着後の運賃、保険料（5）……控除する（1,000,000円）

$2,000\text{円} \times 500\text{台} = 1,000,000\text{円}$ を控除する。

- 4 本邦において課された関税その他の公課（6）……控除する（500,000円）

$1,000\text{円} \times 500\text{台} = 500,000\text{円}$ を控除する。

以上より、課税価格は次のようになる。

$9,000,000\text{円} - 3,000,000\text{円} - 1,000,000\text{円} - 500,000\text{円} = 4,500,000\text{円}$

【択一式】

第13問 正解 1

- 1 ○ 輸出の許可を受けた貨物の全部について、当該貨物が船舶に積み込まれる前にその輸出が取止めとなり、これを国内に引き取る場合は、輸入貿易管理令の規定による**輸入承認は要しないこととされている**（関税法基本通達67-1-15(2)）。
- 2 × 輸出申告は、税関長の承認を受けた場合を除き、その申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に対してしなければならないが、**保税地域に入れる前に輸出申告を行うことができる**（67-1-2）
- 3 × 指定保税地域に置かれた外国貨物について、関税法第40条第2項（貨物の取扱い）の規定により簡単な加工を施した場合に、当該外国貨物を外国貨物のまま本邦から外国に向けて積み戻すことができない旨の**規定はない**。
- 4 × 輸出の許可後において貨物の積込港を変更しようとする場合には、「**船名・数量等変更申請書**」に**輸出許可書を添付して提出することにより行う**（67-1-12）。
- 5 × 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、その輸出の許可前に当該外国貿易船が外国に向けて航行を開始した場合においては、当該貨物に係る関税法第2条第1項第2号（定義）に規定する輸出の具体的な時期は、**航行を開始したときとされている**（2-5(5)）。

第14問 正解 4

- 1 × 輸入しようとする貨物について**地域的な包括的経済連携協定（R C E P 協定）**における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする輸入者は、当該輸入者が自ら作成した**締約国原産品申告書**を税関長に提出することによって、当該貨物が当該協定の我が国以外の締約国の原産品とされるものであることを申告することができる（関税法施行令61条1項2号イ(2)）。
- 2 × 輸入しようとする貨物について地域的な包括的経済連携協定（R C E P 協定）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする場合においては、当該貨物の課税価格の総額が**20万円以下**であるときは、当該協定に基づく**締約国品目証明書は税関長の求めがあるときに提出すれば足りる**（61条4項）。
- 3 × 特例輸入者は、
 - ① 関税暫定措置法別表第1の6（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表）に掲げる物品
 - ② 関税暫定措置法7条の6第1項（豚肉等に係る特別緊急関税）に規定する豚肉等
 - ③ 関税暫定措置法7条の8第1項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品については、**特例申告を行うことができない**（7条の2第4項、施行令4条の3）。
- 4 ○ 複数の輸入の許可に係る特例申告について、これらの特例申告が同一の特例輸入者に係るものであっても、その**輸入の許可を受けた数量又は価格に変更があったもの**については、**一括特例申告を行うことはできないこととされている**（基本通達7の2-1(1),(2)）。
- 5 × 特例輸入者は、輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長以外の税関長に輸入申告をする場合には、その輸入申告をしようとする税関長に対し、あらかじめその旨を届け出なければならない旨の**規定はない**。

第15問 正解 4

- 1 a エクストラバージンオリーブ油は15類に属する（関税率表15.09項）
b グリセリン（粗のもの）は15類に属する（15.20項）
c **カカオ脂は18類に含まれる（18.04項）**
- 2 a ビタミンAとビタミンDの混合物は29類に属する（29.36項）
b 化学的に単一のメチルアルコールは29類に属する（29.05項）
c **化学的に純粋なしょ糖は17類に含まれる（17.01項）**
- 3 a **毛皮を裏張りした絹製の織物のコートは43類に含まれる（43.03項）**
b メリヤス編みのガードルは62類に含まれる（62.12項）
c 綿製の織物のハンカチは62類に含まれる（62.13項）。
- 4 a **チタン製のペーパーナイフは82類に含まれる（82.14項）**
b アルミニウム製のペン皿は83類に含まれる（83.04項）
c 鉄鋼製の金庫は83類に該当する（83.03項）
- 5 a スマートフォン用の自撮り棒は96類に含まれる（96.20項）
b **プラスチック製のカフスボタンは71類に含まれる（71.17項）**
c 櫛（くし）は96類に該当する（96.15項）

したがって、A-c，B-c，C-a，D-a，E-bとなり，4が正解となる。

第16問 正解 3

- 1 ○ 2類の類注において、食用の生きていない昆虫類は、2類には含まない（2類注1(b)）。04.10項に属する。
- 2 ○ 30類の類注において、ニコチンを含有する禁煙補助用のチューインガムは、30類には含まないこととされている（30類注1(b)）。24.04項に属する。
- 3 × 48類の類注において、雲母粉を塗布した紙は、48類に含むこととされている（48類注2(m)）。
- 4 ○ 16部の部注において、機械類その他の技術的用途に供する種類の革製品は、16部に含まないこととされている（部注1(b)）。42類に属する。
- 5 ○ 92類の類注において、楽器の清掃用ブラシは、92類には含まないこととされている（92類注1(d)）。96.03項に属する。

第17問 正解 3

- 1 × オーストラリア税率の適用を受けるために税関長に提出するオーストラリア協定に基づく**締約国原産品申告書**は、輸入貨物に係る**輸入者、輸出者及び生産者が自ら作成することができる**（関税法施行令61条1項2号イ(2)、基本通達68-5-11の3、オーストラリア協定3、16条）。
- 2 × オーストラリア協定に基づく**締約国原産品申告書**を自ら作成した輸入者は、当該**締約国原産品申告書**を輸入申告に際して**税関に提出**した場合には、**保存の必要はない**（関税法94条1項、施行令83条6項）。
- 3 ○ 輸入しようとする貨物についてオーストラリア税率の適用を受けようとする輸入者は、当該輸入者が自ら作成した**締約国原産品申告書**を**税関長に提出**することによって、当該貨物がオーストラリア協定の締約国の原産品とされるものであることを**申告することができる**（61条1項2号イ(2)）。
- 4 × オーストラリア税率の適用を受けるためにオーストラリア協定に基づく**締約国原産品申告書**を税関長に提出する場合は、税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、輸入貨物がオーストラリア協定の締約国の原産品であることを**明らかにする書類を併せて提出しなければならない**（61条1項2号イ(2)）。
- 5 × オーストラリア税率の適用を受けて輸入しようとする貨物がオーストラリア協定の締約国以外の地域を経由して本邦に運送されたものである場合において、当該貨物の課税価格の総額が**20万円以下**であるときは、当該貨物に係る輸入申告の際にオーストラリア協定に基づく運送要件証明書を提出することを**要しない**（61条1項2号ロ）。